光工場におけるJISマークの誤表示について

今般、弊社内で自主調査を行った結果、光工場で製造した溶接材料において、JISマークの表示管理の不備により、認証機関からの認証を取得していない種類の一部製品についてその製品包装にJISマークを誤って表示し出荷していたことが判明致しました。

弊社と致しましては、お客様をはじめとし関係者の皆様に品質・表示に対する信頼を損な う事態を招いたことに対しまして、心より深くお詫び申し上げます。

現在既に、該当する誤表示品の出荷を停止するとともに、出荷したお客様における在庫数量、使用数量を把握し、ご要望に応じ回収を開始する等、誠意をもって対応致しております。

なお、誤表示により出荷した当該溶接材料については、お客様との契約に定められた製品 仕様をすべて満たしているとともにJISに適合していることを出荷検査時に確認しており ます。

また、原因となったJISマークの表示管理につきましても、既に再発防止に向けて改善対策を講じております。

今後とも一層品質管理体制の充実に向け取り組んでまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 誤表示出荷の内容

光工場で本年1月以降製造した以下の溶接材料3銘柄について、JISマークの表示認証を取得していないにもかかわらず、製品包装にJISマークを表示して、出荷致しました。

- 1) S-349R(製造番号9Z16291000) について、JIS: Z3221 E S349-16 と表示し、2月に20kg、4月に40kgを出荷
- 2) S-317LR (製造番号9X17201000) について、JIS: Z3221 E S317L-16 と表示し、5月に20kgを出荷
- 3) ST-16Cr (製造番号9W07201040 9U01201040 9R232 01040) について、JIS: Z3211 E5516-G と表示し、4月以降 11月までの間に2, 100kgを出荷

2. 誤表示発生の背景および原因

新JISマーク制度への移行により、JIS番号に加えてその種類ごとに認証を受けることになりましたが、光工場において、溶接材料の製品包装に印字を指示する指示書を作成した際に、認証機関の認証を取得していない種類の製品包装にJISマークを表示する旨の指示の誤りが含まれていることを見過ごしました。

通常、指示書の作成者とは別にチェックする者が配置されていますが、一部の品種において、当時のチェック体制が不十分であったことが確認されました。

以上

本件に関するお問い合わせ先 企画管理部 Tel 03-3524-3360 お客様お問い合わせ窓口 営業総括部 Tel 03-3524-3381